一十一世紀の日中関係

中江要介

はじめに

日中両国は、二十世紀に「高価な宝物」を手に入れた――

(1) 「戦争」がもたらした「平和」

改革開放という途をたどった中国と、 雑で紆余曲折に富んだものであった。 二十世紀の日中関係は、と言えば、戦争 共に大きな変化を遂げた両国であったので、その関係は複 敗戦 再建という途をたどった日本と、戦争 革命

差があるということである。 あって、 この二十世紀を終わるにあたって、 一世紀前、 つまり十九世紀を終わって二十世紀を迎えんとした時の日中関係とは 両国にとって幸いなことは、 日中関係が現在比較的良好 雲泥の

させなければならない。このことは、 高価な宝物は大事にしなければならず、二十一世紀の日中関係は、その基礎の上に構築し、 い「戦争」を経験したことによって「平和」 それもこれも、皮肉なことに、 日中戦争という再び経験したくもない、 いま、 二十世紀から二十一世紀への過渡期に生きているわ を手に入れたということである。それだけに、 また、 経験すべきでな この

れわれの重要な責務であると考える。

(2) それを支えるもの

何なのか では、その日中間の 「戦争」がもたらした「平和」とはどういうものか、それを支えるものは

ない。 子々孫々まで友好協力関係を築くことを決意し、それを将来の日中関係の基本としたのである。 これを忠実に遵守すべきであり、それこそが二十一世紀の日中関係を律する原点でなければなら の「日中平和友好条約」とに明快に記述され、厳粛に約束されている。日中両国および両国民は の得にもならず、 そのことは 答えは簡単明瞭である。「日中不再戦の誓い」である。戦争は日中両国および両国民にとって何 一九七二年九月二十九日発出の「日中共同声明」と、一九七八年八月十二日署名 堪え難い苦痛と莫大な損害を残しただけであった。それ故にこそ日中両国は、

二十一世紀の日中関係

日中両国は、「日中不再戦の誓い」を断固堅持すること――

日本側で留意、反省、努力すべき点

で、 日本の「侵略」という歴史的事実にあることを思うとき、「日中不再戦の誓い」 日中不再戦の誓い」のよって来たる所以のものが、日清戦争から日中戦争までの半世紀に及ぶ 日本側で留意し、反省し、努力すべき点は決して少なくない。たとえば を断固堅持する上

日本政府も日本国民も、 過去の戦争に対する反省が不徹底である。 その大多数の者は、 過去の戦争に対する反省の気持ちを十分持ってい

交が いる。 ると思 看 害を与えたことを、 取されることである さらに憂慮すべきことは 時 b 期 n るに 大きな間 もかかか 違 V わらず、 頑固に認めようとせず、 を犯 このような風 中 部の政治家や ・国を含む周 潮 辺 なかにはその責任を他に転嫁する者すら存在 少 が、 諸 \pm 0 確信 戦争を経 お よび 犯 諸 的 な国 験 民に計 ない 民 のなか 若い り知 世代のなかにも に n は、 な 10 苦痛 H 本の 政 治 Ł

わ ゆ 歴史認 識 の問題」 として、 H 本側 で不断の留意が求められるところである。

(2)

靖国神社公式

参拝

の真の問題点が理

生解され

てい

ない。

を意図するのではないかとの誤解を招くこと、 従って、 中で「極 兵士たち 従 あ る。 0 て 一 国神社を公式に参拝することのどこに真の問題があるのか、 その靖国神社を首相以下の閣僚が公式に参拝することがA級戦犯の名誉回復 般国 東国際軍事裁判所 の霊を弔うことがなぜ悪い つて A級 民も、 戦犯には極刑が課されたこと、そのA級戦犯が靖国神社に合祀され まだによく の裁判を受諾させられたこと、その裁判で太平洋戦争の責任を負う 理解していないように思われる。 のかり と反問する人達は、 などについては、 無条件降伏した日 について政治家 ほとんど無知であるか無頓 「自国を守るため \$ 本が平和条約 に命 7 マスコミも (責任解除 いること、 を捧 げ 0

n とであることが る。 A級戦犯の名誉回 どうして一 回復は、 太平洋戦争で日本軍 部 0 良識 ある日 本 一の人達 国主義の犠牲となった人達にとっては認 に 理解できない のか、 誠 に 不 口 思 8 難 思 Va

(3)H 本にとって台湾問題とは 何 かが十分に理解さ n 7 Va な

平洋戦争に大敗 を行使し 中平 本 にとって 和友好条約におい ていると主張する した結果として中 とは、 て日本は台湾が中 中華 日清 民国 -国に返還することを認めさせられ 戦 争に 政 府 玉 勝 0 利 を日本 領 した結果として中国 土の は最早承認し 不 一可分の 部であるという中 ておらず、 た地域であ から分捕 日中共 0 た地 り \mathbb{E} 同 域 声 0 立 明 および 施

政

権

分理解し尊重することを中国に約束している……そういう地域なのであ

的事実と国際約束は、 国際社会で他の国がいかように主張しようとも、日本と台湾との間に存在する右のような歴史 少なくとも日本としては肯定し、遵守しなければならない

協力することを当然視するがごときは、 を持つ米国が台湾問題に武力介入するからといってほとんど無条件に日本がこれに 渉することは原則の問題として許されないことは、いわば常識であり、いわゆる「台湾関係法 そうであるならば、中国にとって台湾問題は《内政》問題であり、 不見識の謗りを免れ得ないところである。 日本としてはその内 (軍事的

誓い」が生まれないところからは、真の「日中間の平和」 であるところからは、 不十分、不徹底である、ということである。「日中戦争」についての認識と評価が不十分、不徹底 れらの底に一つの共通した問題点が隠されている。 右に示した三つの事例は、それぞれ別個の問題であるように見えるかもしれないが、実は、こ 真の「日中不再戦の誓い」が生まれるとは思えない。真の それは は構築され得ない。 「日中戦争」についての認識と評価が 一日中不

少なくないことを知らなければならない。 このように、「日中不再戦の誓い」を断固堅持する上で、日本側で留意、 反省、 努力すべき点は

中国側で留意、反省、努力が望まれる点

誓い」は、 戦争の被害者は加害者よりももっともっと強く戦争を憎み、忌み嫌う。従って「日中不 加害者である日本におけるよりも被害者である中国においてずっとずっと重い意味を 再戦

しかし、だからと言って、「日中不再戦の誓い」を日中両国で堅持してゆく上で、 反省し、 努力すべき点が全くないわけではない。 たとえば、 中国 側 で留

(1) 日中両国の体制の違いを忘れてはいないか。

も中国 は ことを約束したのである。 したり、 中共同 日中双方は 「と同じような体制下にあるものと錯覚して日本側の施策や対応に不満を持ったり、 遭遇するであろうことは予想されていたところである。 和友好関係を樹立すべきであ するようなことが散見される。 洁 前文第六項には 社会体制 従って日中関係の発展の過程では、 の違いを承知の上で、それを乗り越えて平和友好関係を樹立す 「日中両 b また、 国間 樹立することが可能である……」 には社会制度の その体制の違いから生ずる矛盾や そのことを忘れて中国側 相違があるにも かかか とあ わらず、 る が、 日本 べき 面

制に対する理解不足と思われ く想定し 否定するような発言をすると、 太平洋戦争が 同 に中国側にも留意することが望まれる一例である。 日本政府の努力不足を難詰するというような中国側の姿勢は 「侵略」であったかどうかについ る。 あたかも善意の大多数の日本国民もそれ もちろん日本政府の対応に問題 て、 日本 の 部政治家 0 存することは言うまでもない を容認 力等 戦後の新しい日本の体 確 信 しているかのごと 犯 的 に

2 問題の根源を究めているか。

があり、 貰いたい点が隠されていることがわかる。 中国側は、「台湾問題」に対する日本の姿勢について、 世紀から二十一世紀に持ち越される重要な問題 一渉である。とかいって非難することがある。このような場合の中 条理に適っていることが多い。しかし、 たとえば 問題 0 の一つに、 しばしば 根源に遡ると、 "日中共同声明に反する" とか いわゆる ー国側の 中国側 主張には十分根拠 もは つきり があ る

利なものとし どう解決しようとしているか、 一九四九 年の建国 台湾が ているが、その原因が米国の対台湾政策に由来していることを中国はどう受け止め 以来、 「中華人民共和国の領土の不可分の一 度も台湾を実効支配したことがない。 については不透明のままである。 部である」ことを繰り返し主張するが この事実は中 ・国の立場を相当不

て不透明のままである。 ることは 曖昧であると不満を表明するが、 が含まれるかどうか、 周 日米防衛協力のための指針 知の 事 実である。 この点についての中 につい この問題の根源 て、 (新ガイドライン) に言う "周辺地 中 国は再三 İ に は .側の立場とその解決への道 にわたり日 米、国、 のいわゆる |本政府 の見解を質 域 「台湾関係法 とか 筋 は 澗 その 讱 が厳存す 事 説明 から

(3) 誹謗は問題解決に役立たない。

れを大上段に振りかざして相手を誹謗するだけでは いことが多 非難攻 撃する側 13 にどんなに正当な理由 があ b その立場 実は、 場が 双方のわだかまり いかに正 義 適 2 てい を解くに ようとも、 到らな

ても、 貢 3 配慮を欠くときは 献するところが少なく、 また、靖国神社公式参拝の問題に |歴史認識の問題| を執拗に取り上げたことが、結果的には日中双方のわだかまりを解く上 九九八年末に中 全く純粋 な動機から国に殉じた親兄弟や親族、 問題の解決をむしろ拗らせてしまう。 国 0 国家主席として歴史上初め かえって逆効果であったことは多くの人の認めるところであ ついても、 日本側に致命的とも言える認識の不足があるとし て訪 知己、 日した江沢民国家 友人などの霊を弔う人達の気持へ 席 が、 H 中 40 わ ゆ

持する過 の事 に例 例 程 は存在するが、 におい した三 て、中 つの問題点は、 国側が具体的な案件の処理に当たって配慮されるよう望みたい点である。 いずれにせよ、今後二十一 何も中 国側 につい 世紀に向けて「日中不再戦の誓い」を断 てだけ 指摘されるものでなく、 本 側 でも 占

三 日中双方で協力し、努力すべき点

日中両国 二千年有 および 両国 余の歴史が示すように、 民は、 共に引越すことのできない永遠 日中 E お よび 両 \pm 0 隣国 民は 隣 常に相互 人同士 である。 輔 車



周恩来(1898-1976)

関係にある。

て、 戦の誓い」を立て、 そこで、 従って 特に次の二点を強調したい 「日中不再戦の誓い」を断固堅持するに当たり、 日中両国および両国民が二十一世紀の日中関係における共通の理念として「日中不再 お互いに協力し、 努力することは、 道 日中双方で協力し であり、 「理」にかなうもの 努力すべき点とし

二十一世紀を担う次世代間の交流と相互理解を深めること。

ものがあったと思われる。 る。彼らの対日観 要人が存在したことも広く知られている。 それは、 七二年に加害敵国 あの忌まわしい日中戦争のあと、計り知れない屈辱と苦痛と損害を受けた中国国民が、 郭沫若、 対日本人観が、 日本、 さらに遡って孫文、魯迅というような また、 加害者日本人と〝和を講ずる〟に当たり、 他方、これに呼応するごとく日本側にも少なからざる「知中派 どれほど日中国交正常化の実現に貢献したかは、 「知日派 中国指導者の中に、 要人が存在したことであ 想像以上 周恩

出来事を含め、 起こされるかもおぼつかないが、 決の上で極めて重要な要件となる。 この事実に鑑みるとき、 この事実が如実に示すように、 \mathbb{R} 民性、 歴史、 様々の矛盾や困難が惹き起こされるが、 伝統、 これから二十一世紀において、 文化などに精通している者が要職に就いているかどうか、 日中両国のごとく直接隣接する国と国との間では、 いかなる事態に直面しようとも、 そのようなとき、 日中間にどのような矛盾や困難が惹き 真摯に、 双方に、 かつ、 冷静に対応し 夫々相手の が、 予期 ĩ 問題 玉 Us

若などが現出するよう、 うるためには、 日中両国にとっては、 日中双方に「知中派」「知日派」 中 国の若い世代の育成に協力することが重要な課題であり、 たとえば中国において、二十一世紀の《周恩来、 0 要人を十二分に備えていることが不可欠である。 廖承志、 日本につい

ても同様である。



廖承志(1908-1983)

郭沫若(1892-1978)

ば日 知大学現代中 る石川県の 本 近 K 留 お てい U 3 中 7 ヤパ の外国 学部で実施されている四か月間 ることは は、 ン・テント」と呼ば 日中 人学生に 蕳 この意味に の青少年 夏休 3 の交流や留学生の交換の重要性 おい 0 期 れている制度や、 簡 て大いに歓迎され の相手 能登半島 国留学の制度などは特筆されるべきも の各 本機関誌 地 る。 に ホー また、 为多 中 L 叫 国21 民間に ば ・ステイ れ を発行 な 面 す 1/2 围 政府共 3 ても 機 している愛 会を与え ハその たとえ 0

言えよう。

こと、 極めて重 を迎えたとき、 む若い世 する人達 これを要するに二十 そのことが二十一 国 要なことと考える。 代の人達が多数存在するが すなわ のできる限 日中関 5 現在 係のい り多くの 世紀の 世 紀 の若い世 ずれ 0 日中 分野を身をもって体 日中関係を左右する人的要素は、二十一 かの部門で自己の修得したところを役立たせ得るように -関係を 代に属する人達である。 彼らの間でその交流をますます活発化 日中不 得し、 再戦の誓い」の上に構築し、 近い 現在日本と中 将来、 社会の中 世紀に社会の中 玉 の双方に勉学 枢で活 発展させる上で 留学制度 す 枢 努 る時 を充 に勤 で活 8

会は、 家主義) 大きな影響を与えて来たい と呼ばれる思考が台頭し、 二十二 方で多極化が進むと同時に、 の動きも見ら 世紀 0 最後 の日中関係を、 の約 ñ 年間の世界情勢が示しているように 正に混沌としているように見受けられる。 わゆる「冷戦」 さらにこれらに刺激され、逆行するかの アジアのなか 他方でグローバリズムやリージョナリ (米ソ両超大国 0 世界の なかの日中関係たらしめること。 日の覇 権 第二次世界 争 67 が終息 ようにナシ 大戦後 ズ 4 て から の世界の秩序に ョナリ 世 界化や地 は ズム 国際 地 社

て二十一世 それでは、その来るべき新世紀を支配するであろう新秩序は、 現 象 紀 紛れもなく は、 の新 二十世 しい 国際秩序が浮かび上がって来るであろうことは間 紀から二十一世 最近のIT (情報技術) 紀に 移行する過渡期を特徴付け 革命の驚異的 進展に裏付けされて、 体どのようなものであろうか。 T 違 ŲΔ るが な 1 と思わ そ 0 国際社会が 中 から n 分



孫文(1866-1925)

魯迅(1881-1936)

る。ことにより、 否応なしに一体化の方向に進み、ますます〝運命共同体〞的な性格を強めるであろうから、二十 世紀の国際社会新秩序は、 全世界を打って一丸とする地球社会の建設を指向するものとなろう。 国と国 国民と国民 の間を親密化しつつ。国境の壁を徐々に低くす

力を重ねることが肝要である。 界のなかで、 会としては 中に止まるだけでなく、地域的な国際社会としては「アジアのなかの日中関係」、地球的な国際社 てはじめて花を咲かせ、 かを考えると、 このような「地球社会」の建設に向かう二十一世紀において、日中関係をどう発展させるべ 「世界のなかの日中関係」という視野を見失うことなく、 好意的に歓迎され 日中両国の関係といえども、二十一世紀の国際社会全体の新秩序の中に身を置 実を結ぶことができるのであるから、単に「二国間の関係」 積極的に信頼される日中関係の構築に相互に協力し、 アジアのなかで、 という枠の また、 の努

ても、 せる言動とが誰の目から見ても明らかであることである。 深い反省の上に立って、「日中不再戦の誓い」をあくまでも堅持するという決意とそれを彷彿とさ そのような地域的な、 何よりも大切なことは、 世界的な国際社会において日中両国が応分の寄与、貢献をするにあ 日中両国および国民が、二十世紀の歴史についての正しい認識と

らず実現可能であり、 中両国および両国民の二千年有余の歴史と、両国民の資質を考慮するならば、 また、 実現させなければならない このことは必

ると言っても過言ではなかろう。 換言するならば、 世界において、 二十一世紀の日中関係は、 何人からも愛され、 信頼される実体として発展することが約束されてい 単に日中両国の関係に止まらず、 アジアにおい

おわりに

日中 庙 国は、 二十世紀に手に入れた「高価な宝物」を大切にし、二十一世紀にも、 さらにその

いためには、いたずらに枝葉末節にこだわらず、目先の事に心を奪われたりせず、日常茶飯事にこの誓いを世代から世代へと確実に引き継ぎ、それを守り抜くための努力と協力を絶えさせな 断し、小異を残して大同に就く心構えが肝要である。 た「高価な宝物」――日中間の「平和」――を支えるものは、「日中不再戦の誓い」である。 喜一憂したりせず、常に長期的な展望を持ち、「覇権主義」に反対し、世界的規模で大局的に判 想像を絶する物心 一両面の損失と犠牲を強いた「戦争」という悲劇の代償としてやっと手に入れ

界においても歓迎され、信頼され、その上で、日中両国および両国民が、二十一世紀の国際社会このようにして構築され、発展してゆく日中関係であれば、それは必ずやアジアにおいても世 ろである。 新秩序の下で、人類全体の平和と安定と繁栄に大きく貢献することになろうことは疑いなきとこ

(なかえ ようすけ 元中国大使、日本日中関係学会会長)